

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント登録業務は(社)日本労働安全衛生コンサルタント会から(財)安全衛生技術試験協会に移ります。

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会は、平成 13 年 3 月 1 日より厚生労働大臣の指定を受けて標記登録業務を行ってまいりましたが、平成 24 年 4 月 1 日から本業務は、財団法人安全衛生技術試験協会が厚生労働大臣の指定を受けて行うことが予定されております。

したがって、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験に合格して登録を申請する場合において、登録証の発行をお急ぎの方は、事務手続き上、平成 24 年 3 月 27 日までに登録申請書並びに登録手数料は(社)日本労働安全衛生コンサルタント会宛に、平成 24 年 4 月 1 日以降の登録証発行で差し支えない場合においては、登録申請書並びに登録手数料は、新たに登録業務を行う(財)安全衛生技術試験協会宛に申請並びに納付くださるようお願いいたします。